

○児玉郡市障害者自立支援協議会設置要綱

平成 27 年 12 月 28 日

告示第 480 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備及び関係機関、団体、事業者等（以下「関係機関等」という。）との連携を図るため、本庄市、美里町、神川町及び上里町（以下「児玉郡市」という。）は、児玉郡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を共同して設置する。この場合において、協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 17 条第 1 項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとする。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワークの構築に向けた協議に関すること。
- (2) 困難事例への支援のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 相談支援体制の充実強化に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者計画の進捗状況の評価及び進行管理に関すること。
- (6) 虐待を防止するための関係機関との連携強化に関すること。
- (7) 障害者の差別の解消の推進に関すること。
- (8) 医療的ケアを必要とする児童の支援に関すること。
- (9) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第 3 条 協議会は、委員 28 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、児玉郡市の長の協議により委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者関係団体の代表者
- (2) 相談支援事業者の代表者
- (3) 障害福祉サービス事業者の代表者
- (4) 保健、医療等機関の代表者
- (5) 就労支援関係機関の代表者
- (6) 地域活動関係機関の代表者
- (7) 権利擁護関係機関の代表者
- (8) 教育関係機関の代表者
- (9) 児玉郡市の障害福祉を担当する課長
- (10) その他市町の長が必要と認める者
(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(全体会)

第6条 第2条に規定する協議事項について協議するため、協議会に全体会を置く。

- 2 全体会は、会長が召集し、その議長となる。
- 3 全体会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
- 4 全体会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 全体会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議)

第7条 第2条に規定する協議事項について協議するほか、全体会に付議すべき事項の整理、調整を行うため、協議会に運営会議を置く。

2 運営会議は、次に掲げる関係機関等から選出された者で組織する。

- (1) 障害者生活支援センターさわやか（友愛会）
- (2) 障害者生活支援センターさわやか（梨花の里）
- (3) 障害者生活支援センターみさと
- (4) 障害者就業・生活支援センターこだま
- (5) 児玉郡市障がい者就労支援センター
- (6) 次条第1項の規定による専門部会の部会長

3 運営会議長は、構成員の互選によって定める。

4 運営会議は、運営会議長が召集し、開催する。

5 運営会議は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、運営会議の運営に必要な事項は、別に定める。

（専門部会）

第8条 第2条に規定する協議事項について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する者で組織する。

3 専門部会の部会長は、部会員の互選によって定める。

4 専門部会は、部会長が召集し、開催する。

5 専門部会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

6 第2項から前項までに定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、別に定める。

（事務局）

第9条 協議会の事務局は、第1条に掲げる全ての市町とする。ただし、庶務の担当は、同条に掲げる市町の順で2年ごとに、障害福祉事務を所管する課において務める。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の事務の一部又は全部を社会福祉法人等に委託することができる。

(個人情報)

第10条 委員は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

2 監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（平成十七年十一月七日）

（法律第百二十三号）

（協議会）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。
- 3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。